

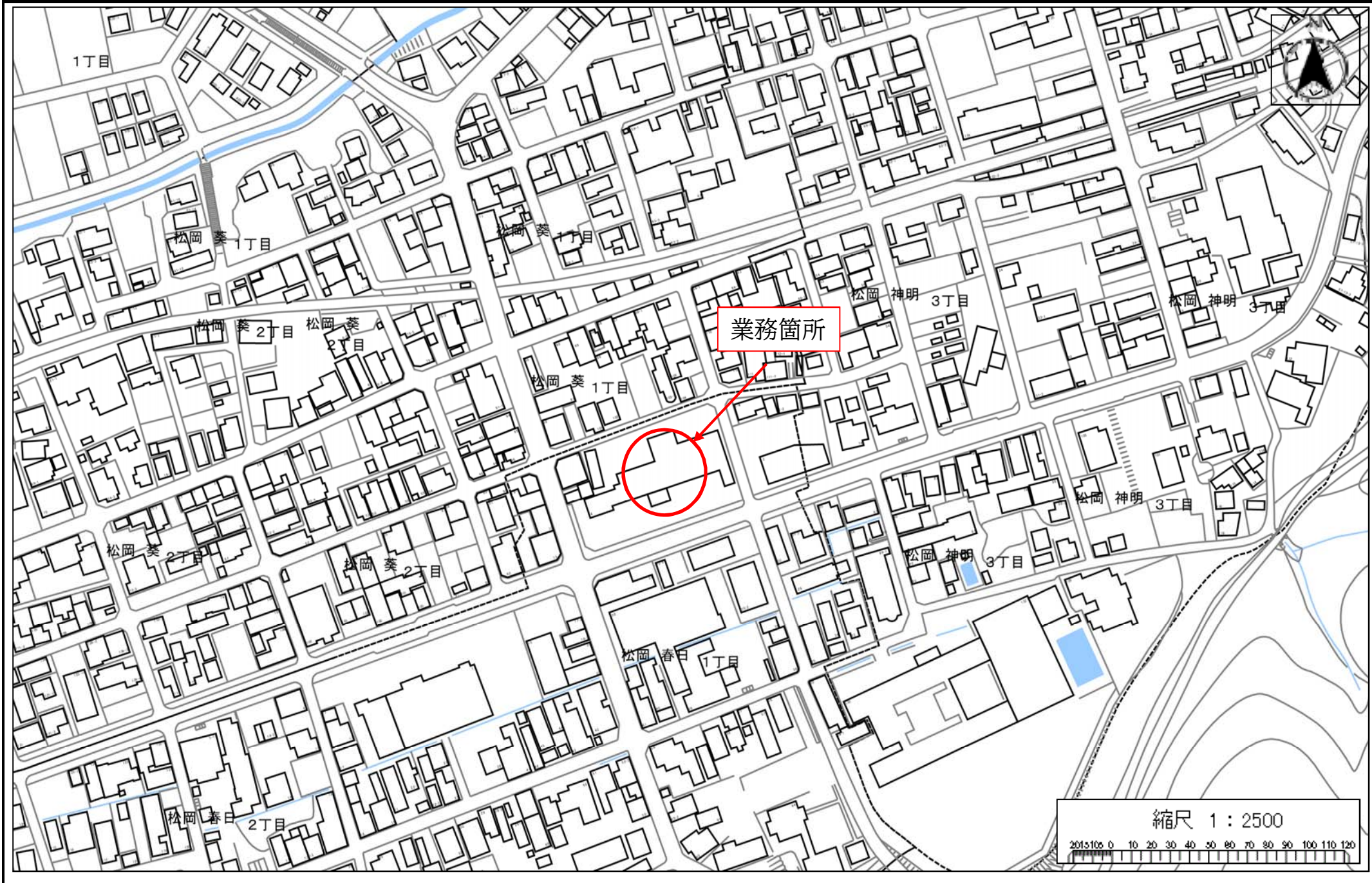
閱 覧 設 計 書

業 務 名 ① 安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作成業務
② 情報セキュリティポリシー規定等整備支援業務

業 務 箇 所 永平寺町 役場

履 行 期 限 令和8年3月21日

監 督 職 員 総務課 主事 藤田 涼



業務箇所

縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作成業務 仕様書

1 業務の目的

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）が改正された。

改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護法が地方自治体に直接適用されることとなり、地方自治体には対応が求められているが、その一つとして個人情報保護法第66条の求める安全管理措置を講ずる義務が課せられている。

本業務は、委託者が個人情報に係る事務が適正に実施されるよう、事務対応ガイド等に準拠した個人情報の適正な取扱いに係る管理体制の構築、必要な文書類の整備、職員の知識向上を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月21日まで

3 業務の内容

(1) 個人情報安全管理措置の現況確認及び庁内管理体制の確立支援

組織における個人情報安全管理措置の現況を確認するとともに、個人情報の取扱いに係る庁内の責任体制及び役割分担を確立の支援を行う。

(2) 個人情報安全管理措置要綱の策定支援

以下の内容を含む個人情報安全管理措置要綱案を下記の目次案に沿って本町の例規集システムに取り込み可能な形で提示する。

【目次案】

管理体制、教育研修、職員の責務、保有個人情報の取扱い、情報システムにおける安全の確保等、情報システム室の安全管理、保有個人情報の提供、個人情報の取扱いの委託、サイバーセキュリティの確保、漏えい等の安全管理上の問題への対応、監査及び点検の実施等

(3) 個人情報安全管理措置要綱に関するマニュアルの策定支援

(2)で整備した要綱等に基づき、個人情報の取扱方法を職員が適正に運用できるよう、図表等を使用してその内容を分かりやすく解説した個人情報の取扱いに関するマニユア

ルを作成する。

職員が個人情報に関する理解を深められるようにするため、マニュアルには個人情報保護制度の概要や沿革等を記載し、各個人情報取扱業務の根拠法令及びその解説を記載すること。

(4) 個人情報保護事務の運用手引の作成

職員が個人情報保護事務を適切に運用するため、上記で作成した資料に加え、必要な資料を作成し、運用手引としてとりまとめる。

運用手引案の構成は、以下のとおりとする。

① 個人情報保護法施行条例の逐条解説

※各条の趣旨、本文の解説及び運用に関する説明を含むこと。

② 自己情報開示事務の取扱要綱

※個人情報の保護に関する法律（法律第 57 号）に定められる、開示請求、訂正請求及び利用停止に関する事務について、事務の根拠や事務マニュアルを分かりやすく記載すること。

③ 個人情報ファイル簿の更新手順

(5) 教育研修に関する支援

各担当職員に対し改正法に準拠した個人情報の取扱方法について周知徹底を図るため、安全管理措置の基礎に関する研修の動画配信を実施する。

4 成果品

本委託業務に係る成果品は次のとおりとする。

(1) 個人情報安全管理措置要綱案 データー式

(2) 個人情報保護事務の運用手引 データー式

※上記（4）個人情報保護事務の運用手引の作成 ①～③を含む。

5 その他

(1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護法を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。

(2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。

(3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

令和 8 年度 業務委託設計書		町長	副町長	課長	参事	課長補佐	課員	設計	念算
業務委託名	安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作成業務								
業務箇所	永平寺町役場								
業務委託費			業務価格						
			消費税相当額						
業務概要									
<p>1. 安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作成業務</p> <p>(1) 個人情報安全管理措置の現況確認及び庁内管理体制の確立支援 1.0式</p> <p>(2) 個人情報安全管理措置要綱の策定支援 1.0式</p> <p>(3) 個人情報安全管理措置要綱に関するマニュアルの策定支援 1.0式</p> <p>(4) 個人情報保護事務の運用手引きの作成 1.0式</p> <p>(5) _____</p> <p>(6) _____</p> <p>(7) _____</p> <p>(8) _____</p> <p>(9) _____</p> <p>(10) _____</p>									

情報セキュリティポリシー改定支援業務 仕様書

1 業務の目的

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を目的として、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）が改正された。

改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護法が地方公共団体に直接適用されることとなり、個人情報保護法第66条の求める安全管理措置を講ずる義務が課せられている。また、総務省による「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は定期的に改定されており、個人情報及び情報資産の保護に努めるよう求められている。

本業務では、情報セキュリティポリシーを上記ガイドライン等に準拠した最新版に改定するとともに、個人情報の安全管理措置と整合性のとれた情報セキュリティの強化に資することを目的とする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月21日まで

3 業務の内容

(1) 実施要領の決定と組織体制の確立

本業務の推進にあたり、業務内容、業務の進め方、双方の役割分担及び進行管理を可能とする工程表を含む業務実施要領を作成する。また、組織の役割及び責任体制を明確にし、各課に情報セキュリティ推進担当者を設置する。

(2) キックオフ研修の実施

各課の情報セキュリティ推進担当者に対して、情報セキュリティの基本的な考え方や本業務の進め方、今後のヒアリングや作業協力依頼内容等を説明するための研修会を実施する。(1.5時間×1回)

(3) 情報セキュリティ基本方針の改定

既存の情報セキュリティ基本方針を環境変化への対応の観点から精査を行い、組織の情報セキュリティ対策の基本的な考え方を示す基本方針として改定する。(既存の基本方針が整備されていない場合は、新たに策定する。)

(4) リスク分析の実施

情報セキュリティ必須監査項目（『地方公共団体における情報セキュリティ監査

に関するガイドライン』の必須監査項目をいう。)等に基づき、担当研究員が各課ヒアリングを行いながら遵守状況を確認し、リスクの把握・分析を行う。

(5) 情報セキュリティ対策基準の改定

情報セキュリティ基本方針とリスク分析に基づき、既存の情報セキュリティ対策基準を、情報セキュリティインシデントへの対処を含んだ組織共通の情報セキュリティ対策基準として必要な改定を行う。(既存の対策基準が整備されていない場合は、新たに策定する。)

(6) 情報セキュリティ実施手順の改定

情報セキュリティポリシーに記述された内容に準じて、下記の目次案に沿って必要な実施手順の改定を行う。(既存の実施手順が整備されていない場合は、新たに策定する。)

【目次案】

情報セキュリティポリシーの手引、物理的セキュリティ、人的セキュリティ、技術的セキュリティ、運用、Web 会議サービスの利用及びテレワークの実施、外部サービス(クラウドサービス)の利用、情報セキュリティ監査・自己点検

(7) 職員研修の実施

作成した情報セキュリティポリシーの内容を周知するとともに理解を深めるための職員研修を実施する。(1～2時間×2回)

4 成果品

- (1) 情報セキュリティ基本方針 データー式
- (2) リスク分析結果 データー式
- (3) 情報セキュリティ対策基準 データー式
- (4) 情報セキュリティ実施手順 データー式
- (5) 職員研修資料 データー式

5 その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護法を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。
- (2) 仕様書に記載されていない業務が発生した場合は、双方で協議し、対応の可否を含めて別途決定する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

令和 8 年度 業務委託設計書		町長	副町長	課長	参事	課長補佐	課員	設計	念算
業務委託名	情報セキュリティポリシー規定等整備支援業務								
業務箇所	永平寺町役場								
業務委託費	業務価格								
	消費税相当額								
業務概要									
<p>1. 情報セキュリティポリシー規定等整備支援業務委託</p> <p>(1) 実施要領の決定と組織体制の確立 1.0式</p> <p>(2) キックオフ研修の実施 1.0式</p> <p>(3) 情報セキュリティ基本方針、対策基準、実施手順の改定 1.0式</p> <p>(4) リスク分析の実施 1.0式</p> <p>(5) _____</p> <p>(6) _____</p> <p>(7) _____</p> <p>(8) _____</p> <p>(9) _____</p> <p>(10) _____</p>									

